

「約款・規定集 (個人のお客様用)」の新旧対照表

2021年3月

2021年4月1日を効力発生日として約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後 (新)	改定前 (旧)
証券取引約款	
第7章 株式ミニ投資	
<p>第77条(配当金・増資・株式分割などの権利処理) お客様の買付けに係るミニ投資株式の権利処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>①ミニ投資株式に係る配当金および権利交付金等の果実ならびに株式分割など諸権利で取得する株式(ミニ投資株式と同一の種類の株式に限る。)は、当社が代わって受領し、当該権利の基準となった日における株式数に応じて比例按分のうえ、お客様の振替決済口座に増加の記載または記録をいたします。</p> <p>②～⑫ (省 略)</p>	<p>第77条(配当金・増資・株式分割などの権利処理) お客様の買付けに係るミニ投資株式の権利処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>①ミニ投資株式に係る配当金および権利交付金等の果実ならびに株式分割など諸権利で取得する株式は、当社が代わって受領し、当該権利の基準となった日における株式数に応じて比例按分のうえ、お客様の振替決済口座に増加の記載または記録をいたします。</p> <p>②～⑫ (省 略)</p>
第8章 株式累積投資	
<p>第89条(配当金・増資・株式分割などの権利処理) (1)共有株式に係る配当金、権利交付金等の果実および株式分割等諸権利で取得する株式(共有株式と同一の種類の株式に限る。)は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これをお客様の当該権利の基準となった日における持分にに応じて比例按分し、株式累積投資口座に繰入れてお預りいたします。お預り金は、株式累積投資口座に繰入れ後、第84条および第85条の規定に準じて買付けを行うことにより再投資いたします。</p> <p>(2)～(11) (省 略)</p>	<p>第89条(配当金・増資・株式分割などの権利処理) (1)共有株式に係る配当金、権利交付金等の果実および株式分割等諸権利で取得する株式は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これをお客様の当該権利の基準となった日における持分にに応じて比例按分し、株式累積投資口座に繰入れてお預りいたします。お預り金は、株式累積投資口座に繰入れ後、第84条および第85条の規定に準じて買付けを行うことにより再投資いたします。</p> <p>(2)～(11) (省 略)</p>
第19章 雑則	
<p>第172条(免責事項) (1)当社は、次に掲げる場合にお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものといたします。</p> <p>①～⑪ (省 略)</p> <p>⑫電信もしくは郵便の誤謬もしくは遅滞、通信回線および通信機器、コンピューターシステムおよび機器等の瑕疵もしくは障害、または第三者の妨害等による情報伝達の遅延、不能もしくは誤作動などの当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害。</p> <p>⑬ (省 略)</p> <p>(2)～(3) (省 略)</p>	<p>第172条(免責事項) (1)当社は、次に掲げる場合にお客様に生じた損害については、当社はその責めを負わないものといたします。</p> <p>①～⑪ (省 略)</p> <p>⑫電信または郵便の誤謬、遅滞などの当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害。</p> <p>⑬ (省 略)</p> <p>(2)～(3) (省 略)</p>
2021年4月1日改定	2020年10月1日改定
ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資約款	
<p>4.買付時期・価額 (1)当社は、申込者から買付けの申込み(申込金額とその払込通貨を明示)があった日(締切時間:午後4時)の翌営業日に払込金を受け入れ、遅滞なくマネー・マーケット・ファンドの買付けを行います。</p> <p>(2)～(3) (省 略)</p> <p>5. (省 略)</p> <p>6.果実の再投資 5.の保管にかかるマネー・マーケット・ファンドの果実は、前月の最終営業日(その翌日以降に買付けた場合については、当該買付日)から当月の最終営業日の前日までの分を毎月の当該最終営業日に申込者に代って当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後当該申込者の口座に繰り入れ、その全額をもってマネー・マーケット・ファンドを当該最終営業日の前日の1口当たり純資産価格で遅滞なく買付けます。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>4.買付時期・価額 (1)当社は、申込者から買付け(転換を含みます。)の申込み(申込金額とその払込通貨を明示)があった日(締切時間:午後4時)の翌営業日に払込金を受け入れ、遅滞なくマネー・マーケット・ファンドの買付けを行います。</p> <p>(2)～(3) (省 略)</p> <p>5. (省 略)</p> <p>6.果実の再投資 5.の保管にかかるマネー・マーケット・ファンドの各ファンドの果実は、前月の最終営業日(その翌日以降に買付けた場合については、当該買付日)から当月の最終営業日の前日までの分を毎月の当該最終営業日に申込者に代って当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後当該申込者の口座に繰り入れ、その全額をもってマネー・マーケット・ファンドの各ファンドを当該最終営業日の前日の1口当たり純資産価格で遅滞なく買付けます。</p> <p>7.転換 1つのファンドから他のファンドに転換を希望する申込者は、2つのファンドの共通営業日(ただし、直後のそれぞれのファンドの営業日が同一日である日に限る。)に、当社に対して転換を請求することができます。当該請求には、転換される口数または円金額を指定するものといたします。転換により発行される口数は、転換請求が</p>

<p>7.返還 (1)～(2) (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p>8.解約 (1) (省 略) ①～② (省 略) ③この自動投資契約の対象となるマネー・マーケット・ファンドが償還されたとき。 ④ (省 略) (2) (省 略) (3)この自動投資契約が解約されたとき、当社は、遅滞なく保管中のマネー・マーケット・ファンドおよび果実を7.に準じて、申込者に返還いたします。 9.申込事項等の変更 (1)～(2) (省 略) 10.その他 (1)「営業日」とは、ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p>(2) (省 略) (3)1口当たり純資産価格が1口当たり固定基準価額(通常、1米セントで、目論見書においては「<u>コンスタントNAV</u>」と記載される場合があります。)を維持することが困難となる場合その他目論見書記載の所定の場合には、この約款の4.(買付時期・価額)、6.(果実の再投資)および7.(返還)の規定は適用されなくなることがあります。 (4)～(5) (省 略)</p>	<p>あった営業日のそれぞれのファンドの1口当たり純資産価格に基づいて決定されます。なお、<u>転換手数料は課されません</u>。また、本条に定めない事項については、4.の規定に準ずるものとします。</p> <p>8.返還 (1)～(2) (省 略) (3)なお、返還請求のとき、当該返還にかかわる金額により転換の申込みをいただいた場合は、当該返還金はお客様にお支払いすることなく、円貨にてご指定のファンドへの払込金に充当いたします。</p> <p>9.解約 (1) (省 略) ①～② (省 略) ③この自動投資契約の対象となるマネー・マーケット・ファンドのすべてのポートフォリオが償還されたとき。 ④ (省 略) (2) (省 略) (3)この自動投資契約が解約されたとき、当社は、遅滞なく保管中のマネー・マーケット・ファンドおよび果実を8.に準じて、申込者に返還いたします。 10.申込事項等の変更 (1)～(2) (省 略) 11.その他 (1)USドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。 オーストラリア・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、シドニー、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。 ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、ウェリントン、オークランド、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。 (2) (省 略) (3)1口当たり純資産価格が1口当たり固定基準価額(通常、1米セント、1豪セント、1NZセントで、目論見書においては「<u>コンスタントNAV</u>」と記載される場合があります。)を維持することが困難となる場合その他目論見書記載の所定の場合には、この約款の4.(買付時期・価額)、6.(果実の再投資)、7.(転換)および8.(返還)の規定は適用されなくなることがあります。 (4)～(5) (省 略)</p>
2021年4月1日改定	2020年10月1日改定
非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款	
<p>(約款の趣旨等) 第1条(省 略) 2 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 ①～③ (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p>④～⑤ (省 略) ⑥<u>勘定設定期間 非課税管理勘定</u>について第4号により非課税口座に非課税管理勘定を設けることができる期間または<u>累積投資勘定</u>について第5号により累積投資勘定を設けることができる期間をいいます。 ⑦～⑩ (省 略) 3 (省 略)</p>	<p>(約款の趣旨等) 第1条(省 略) 2 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 ①～③ (省 略) ④<u>非課税適用確認書 租税特別措置法第37条の14第5項第6号に定める非課税適用確認書</u>をいいます。 ⑤～⑥ (省 略) ⑦<u>勘定設定期間 非課税口座に非課税管理勘定または累積投資勘定を設けることができる期間</u>をいいます。 ⑧～⑩ (省 略) 3 (省 略)</p>
<u>(削 除)</u>	<p>(非課税管理勘定または累積投資勘定の設定) 第2条 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けるための非課税管理勘定または累積投資勘定は、第3条第1項の「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは「<u>勘定廃止通知書</u>」または「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」に記載の勘定設定期間においてのみ設けられます。 2 前項の非課税管理勘定または累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「<u>非課税適用確認書</u>」または「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」が年の途中において提出された場合における当該提出</p>

	<p>された日の属する年(以下、「<u>設定年</u>」といいます。))の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に当社が定める期間に提出していただきます。また、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間に当社が定める期間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>2 お客様は、前項の「<u>非課税口座開設届出書</u>」等を提出される際に、当社に対し、住民票の写し、個人番号カードその他の一定の書類を提示し、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号(当社に対し既に個人番号を告知されている場合で租税特別措置法その他関係法令に定めるときは、ご氏名、生年月日およびご住所。)につき確認を受けていただくこととなります。</p> <p>3 第1項の「<u>非課税口座開設届出書</u>」等は、当該非課税の適用を受けようとする年の1月1日において満20歳以上の居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者であるお客様が提出することができます。</p> <p>4 非課税口座を開設したことがある場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」が添付されている場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「<u>非課税口座開設届出書</u>」の提出をすることはできません。</p> <p>5 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「<u>非課税口座廃止届出書</u>」を提出していただきます。</p> <p>(改定後の本条第9項に繰下げ)</p> <p>6 当社が「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「<u>非課税口座廃止通知書</u>」を交付します。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>7 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の証券会社または金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年(以下、「<u>設定年</u>」といいます。))の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「<u>金融商品取引業者等変更届出書</u>」を提出してい</p>
<p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める期間までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「<u>非課税口座開設届出書</u>」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「<u>非課税口座開設届出書</u>」および「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは「<u>勘定廃止通知書</u>」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」)を提出(当社が定める方法による当該届出書に記載すべき事項の提供を含みます。以下、非課税口座に関連する届出書、通知書等について租税特別措置法および関連政省令に同様の定めがある場合において同じ。)していただきます。ただし、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」については、非課税口座を再開しようとする年(以下、「<u>再開年</u>」といいます。))または非課税管理勘定もしくは累積投資勘定を再設定しようとする年(以下、「<u>再設定年</u>」といいます。))の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に当社が定める期間に提出していただきます。また、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間に当社が定める期間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>2 お客様は、前項の「<u>非課税口座開設届出書</u>」等を提出される際に、当社に対し、住民票の写し、個人番号カードその他の一定の書類を提示し、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号(当社に対し既に個人番号を告知されている場合で租税特別措置法その他関係法令に定めるときは、ご氏名、生年月日およびご住所。)につき確認を受けていただくこととなります。</p> <p>3 第1項の「<u>非課税口座開設届出書</u>」等は、当該非課税の適用を受けようとする年の1月1日において満20歳以上の居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者であるお客様が提出することができます。</p> <p>4 非課税口座を開設したことがある場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」が添付されている場合を除き、当社および他の証券会社もしくは金融機関に「<u>非課税口座開設届出書</u>」の提出をすることはできません。</p> <p>5 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「<u>非課税口座廃止届出書</u>」を提出していただきます。</p> <p>(改定後の本条第9項に繰下げ)</p> <p>6 当社が「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「<u>非課税口座廃止通知書</u>」を交付します。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>7 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の証券会社または金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日から9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「<u>金融商品取引業者等変更届出書</u>」を提出していただきます。なお、当該変更届出書が提出されるより前に、非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式</p>	<p>された日の属する年(以下、「<u>設定年</u>」といいます。))の前年10月1日から9月30日までの間に当社が定める期間に提出していただきます。また、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」が提出される場合において、非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は9月30日までの間に当社が定める期間は当該廃止通知書を受領することができません。なお、当社では別途税務署より受け入れた「<u>非課税適用確認書</u>」を併せて受領し、当社所定の方法で保管いたします。</p> <p>2 お客様は、前項の「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」等を提出される際に、当社に対し、住民票の写し、個人番号カードその他の一定の書類を提示し、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号(当社に対し既に個人番号を告知されている場合で租税特別措置法その他関係法令に定めるときは、ご氏名、生年月日およびご住所。)につき確認を受けていただくこととなります。</p> <p>3 前項の「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」等は、当該非課税の適用を受けようとする年の1月1日において満20歳以上の居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者であるお客様が提出することができます。</p> <p>4 「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」または「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」について、同一の勘定設定期間に異なる証券会社または金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>5 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「<u>非課税口座廃止届出書</u>」を提出していただきます。</p> <p>6 (省略)</p> <p>7 当社が「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「<u>非課税口座廃止通知書</u>」を交付します。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>8 お客様が非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止しようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日から9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「<u>金融商品取引業者等変更届出書</u>」を提出していただきます。なお、当該変更届出書が提出されるより前に、非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式</p>

<p>たきます。なお、当該変更届出書が提出されるより前に、<u>設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</u></p> <p>8 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>9 (省 略)</p>	<p>等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>9 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>(改定前の本条第6項から繰下げ)</p>
<p>(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)</p> <p>第2条の2 お客様が当社に対して「非課税口座開設届出書」の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設の時から一般口座での取引として取り扱わせていただきます。お客様が当社に特定口座を開設されている場合には、その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(非課税管理勘定の設定)</p> <p>第3条 非課税口座に係る非課税の適用を受けるための非課税管理勘定は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条の2 非課税口座に係る非課税の適用を受けるための累積投資勘定は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p> <p>3 お客様が非課税口座に累積投資勘定を設定される場合には、証券取引約款に基づき日興イーリートレードを利用されていること、かつ、つみたてプラン約款をご承認のうえで当社との間でつみたてプランに関する契約が締結されていることが条件となります。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(非課税管理勘定および累積投資勘定における処理)</p> <p>第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税管理勘定において処理いたします。</p> <p>2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。</p>	<p>(非課税管理勘定または累積投資勘定における処理)</p> <p>第4条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるため、非課税上場株式等管理契約または非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、それぞれ非課税管理勘定または累積投資勘定において処理いたします。</p> <p>(新 設)</p>
<p>(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れを完了した上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120</p>	<p>(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>①次に掲げる上場株式等で、第2条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れを完了した上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120</p>

<p>万円(第2号により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>イ.(省略)</p> <p>ロ.他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当社に開設された未成年者口座(租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。)<u>に設けられた未成年者非課税管理勘定(同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。)</u>以下、この条において同じ。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(第2号に掲げるものを除きます。)</p> <p>②～③(省略)</p> <p>2(省略)</p>	<p>万円(第2号により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>イ.(省略)</p> <p>ロ.他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた当社非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当社に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(第2号に掲げるものを除きます。)</p> <p>②～③(省略)</p> <p>2(省略)</p>
<p>(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの)に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得した上場株式等で第1号に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。なお、当該上場株式等(非課税口座から払い出されたものを除きます。)を信用取引等の代用有価証券として利用することはできません。</p> <p>①第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等</p>	<p>(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの)に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得した上場株式等で第1号に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>①第2条第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等</p>
<p>(非課税口座上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第8条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条第1項第1号ロおよび第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの)に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得した上場株式等で第1号に掲げるものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由に係るもの)に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得した上場株式等で第1号に掲げるものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電</p>	<p>(非課税口座上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>第8条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条第1項第1号ロおよび第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの)に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得した上場株式等で第1号に掲げるものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する事由に係るもの)に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得した上場株式等で第1号に掲げるものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電</p>

<p>子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>	<p>子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>
<p>(非課税管理勘定終了時の取扱い) 第9条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第8項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。) 2 (省 略)</p>	<p>(非課税管理勘定終了時の取扱い) 第9条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第3条第9項により廃止した非課税管理勘定を除きます。) 2 (省 略)</p>
<p>(累積投資勘定終了時の取扱い) 第9条の2 この約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第8項または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。) 2 (省 略) ①お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 ② (省 略)</p>	<p>(累積投資勘定終了時の取扱い) 第9条の2 この約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第3条第9項により廃止した累積投資勘定を除きます。) 2 (省 略) ①お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 ② (省 略)</p>
<p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) 第10条 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」)の提出後にご氏名またはご住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様のご氏名およびご住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます)から1年を経過する日までの間(以下、「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様からご氏名、ご住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国した日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。 ①～② (省 略) 2 (省 略)</p>	<p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) 第10条 当社は、お客様から提出を受けた第3条第1項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」(「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」)の提出後にご氏名またはご住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様のご氏名およびご住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様からご氏名、ご住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国した日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。 ①～② (省 略) 2 (省 略)</p>
<p>(契約の解除) 第14条 次の各号の一に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ①お客様から租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ②租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日) ③租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第26項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤～⑥ (省 略) 2 (省 略)</p>	<p>(契約の解除) 第14条 次の各号の一に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ①お客様から租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ②租税特別措置法第37条の14第27項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第29項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日) ③租税特別措置法第37条の14第27項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第31項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤～⑥ (省 略) 2 (省 略)</p>
<p>(届出事項の変更) 第15条 第2条に基づく「非課税口座開設届出書」等の提出後に、お客様のご氏名、ご住所、個人番号など当該「非課税口座開設届出書」</p>	<p>(届出事項の変更) 第15条 第3条に基づく「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の提出後に、お客様のご氏名、ご住所、個人番</p>

<p>等の記載事項に変更があったときまたは個人番号が初めて通知されたときは、租税特別措置法施行令第25条の13の2の規定によりお客様は、遅滞なくその旨を記載した「非課税口座異動届出書」を当社に提出していただきます。その変更がご氏名、ご住所または個人番号に係るものであるときは、お客様は住民票の写し、個人番号カードその他の一定の書類を提示し、確認を受けていただくこととなります。</p>	<p>号など当該「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の記載事項に変更があったときまたは個人番号が初めて通知されたときは、租税特別措置法施行令第25条の13の2の規定によりお客様は、遅滞なくその旨を記載した「非課税口座異動届出書」を当社に提出していただきます。その変更がご氏名、ご住所または個人番号に係るものであるときは、お客様は住民票の写し、個人番号カードその他の一定の書類を提示し、確認を受けていただくこととなります。</p>
<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>附則 (非課税口座簡易開設届出書に関する経過措置) 第1条 本約款第2条および第3条に定める「非課税口座簡易開設届出書」に関する規定は、2021年3月1日以後に適用するものとします。</p> <p>(非課税適用確認書の交付申請書に関する経過措置) 第2条 当社は、2021年3月1日以後、租税特別措置法第37条の14第6項の規定に基づく非課税適用確認書の交付申請書の受理は行わないものとします。このため、同日以後、本約款第3条第1項の規定に基づく「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」の提出はできないこととなります。</p> <p>2 2021年3月1日以後、本約款第3条第2項および第3項ならびに第15条において「『非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書』等」とあるのは「『非課税口座開設届出書』または『非課税口座簡易開設届出書』」と、第3条第4項において「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」とあるのは「非課税口座開設届出書」とそれぞれ読み替えられるものとします。</p>
<p>2021年4月1日改定</p>	<p>2021年2月1日改定</p>

【ご参考】

当社ホームページにおいて公表され、当社の約款・規定集にも掲載されている「個人情報の保護に関する基本方針」は、2020年10月2日付けで「お客様」を「お客さま」、「取扱い」を「取り扱い」、「お申込」を「お申し込み」、「上で」を「うえで」、「CS推進部お客さま相談室」を「お客さま相談室」にそれぞれ変更する更新が行われています。

更新後の「個人情報の保護に関する基本方針」につきましては、当社ホームページ (<https://www.smbcnikko.co.jp/hogo/index.html>) にてご確認ください。